

第9期 第2回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年9月8日（火） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（5件）
 - 議案第4号 農地法第3条の許可申請について（4件）
 - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（1件）
7. 農業委員会事務局職員（4人）

8. 会議の概要

○事務局長

それでは、定刻となりましたので、始めたいと思います。

ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。それでは、本日の会議に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中16名です。11番 ○○委員、12番 ○○委員から欠席の連絡を受けており、18番 ○○委員から遅れて参加されると連絡を受けております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○推進委員、○○推進委員が出席しております。それでは会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

先週の研修会、お疲れ様でした。初めて参加された方もおられますが、農業委員会関連の法律は難しいですので、徐々に勉強していただけたらと思います。雨の時期での収穫ですが、東温市では色々な品種を育てていることもあり、長期間の収穫になると思います。その中での米価ですが、先行きが見えないこともあり、農家の中でも、金額はバラバラになっているようです。高い方は14,000円、安い方は9,000円程度で、10,000～12,000円程度が多いようです。今後、備蓄米の買い上げ等が米価にどのような影響を与えるか注視していかなければいけないところです。

それでは只今から第2回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、3番 ○○ ○○ 委員さん、4番 ○○ ○○ 委員さん、よろしくお願いします。

只今から審議に入りたいと思います。

まず、議案第4号農地法第3条の許可申請について、4件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 埼玉県川越市○○○○番地○ ○○ ○○。共有名義ですのでもう1人おられます。東京都世田谷区○○○○番○号 ○○ ○○。譲受人 東温市○○○○番地○ ○○ ○○。場所は、○○○○番○、田、1,164㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバインです。労働力は、本人と妻の常時2人です。耕作面積は5,452㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○ 委員となりますので、確認結果の報告をお願いし

ます。

○委員 ○○委員

説明します。地図は3ページです。所有者は埼玉と東京に住んでおり、元々○○さんが耕作されていました。自分達では管理ができないこともあり、○○さんに売買の話をしたところ、今回正式に話がまとまり、売買することになりました。○○さんは当該農地の近くに住んでおり、管理もしやすいため、特に問題はないかと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。質問がないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市○○○○番地○ ○○ ○○。譲受人 東温市○○○○番地○ ○○ ○○。場所は、○○○○番○、田、2, 245㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻、ユーカリです。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機、乾燥機です。労働力は、本人、長男、次男の常時3人です。耕作面積は11, 692. 67㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図は4ページです。国道○○号線から南に入ったところになります。以前から、○○さんが耕作をされていたのですが、○○さんが農地を手放したいとのことで今回正式に売買の話がまとまりました。○○さんの家は当該農地のすぐ隣にあります。問題は無いと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 大阪府門真市〇〇〇〇番〇〇号 〇〇号 〇〇 〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇〇番〇、田、1, 187 m²です。権利内容は贈与です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植え機、コンバインです。労働力は、本人、長女、次女の常時3人です。耕作面積は7, 765 m²です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、私の担当地区となりますので、確認結果を報告します。

地図は5ページをご覧ください。県道〇〇号線を上がると、〇〇神社の手前に一団の農地がありますが、その中の一画の農地です。耕作は〇〇さんがされており、父から引き継いだ土地で、誰の農地かが分からないまま耕作されていましたが、基盤整備をしていく話合いの中で、不在地主の〇〇さんが判明しました。その後、〇〇さんに連絡をしたところ、地元に戻ってくるという予定もなく、管理もできないということで、贈与の話がまとまりました。特に問題は無いと思われます。以上です。

皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

質問がないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 松山市〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 松山市〇〇〇〇番地〇〇〇〇号 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇〇番〇、田、860 m²、同所同字〇〇〇〇番〇、畑、24 m²、同所同字〇〇〇〇番〇、田、106 m²、計3筆の990 m²です。権利内容は売買です。

〇〇さんに関しては、東温市では新規就農者扱いとなりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書に関しまして、令和8年8月20日に、ヒアリングを実施しています。農地法第3条第2項の該当の有無を確認しています。第1号全部効率利用要件ですが、譲渡人は高齢で労働力不足のため耕作面積を減らしていきたいと思っていました。譲受人は松山市に住んでいますが、今回申請地の傍の宅地も購入し、農地を管理していく話となりました。農機具は草刈機、耕運機を所有しており、労働力は妻と二人で年間150日行います。当面は自家消費で収穫量が増えた際はJAへの出荷も考えているとのこと。第2号農地所有適格法人要件ですが、法人

による取得ではございません。第3号信託の引き受けの禁止ですが、信託の引き受けではございません。第4号農作業常時従事要件ですが、常時、本人、妻の2名で従事されます。第5号転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではありません。第6号地域との調和要件ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めに遵守するとともに、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことでした。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は6ページをご覧ください。真ん中の住宅の隣にある3筆の農地です。譲渡人の〇〇さんは両親が亡くなり、農地を相続されました。果樹等を栽培されていましたが、高齢ということもあり、売却を考えておられました。譲受人の〇〇さんは運送関係の仕事をしていますが、今回住宅と農地を買われて、農業もしたいということでした。今まで農地を借りて玉ねぎを栽培されたりして、勉強はされています。経営規模拡大についても興味を持たれており、意欲のある方です。特に問題は無いと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

どのような経緯で、売買に至ったのですか。

○委員 〇〇委員

不動産屋に住宅を登録していたところを、〇〇さんが見つけられ、農地を含めた売買に至りました。

○議長（会長）

他にご意見はありますでしょうか。質問がないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第5号農地利用集積等促進計画案への意見について、1件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

7月末までに申出書の提出があった案件について、機構からの同意が得られましたので、「農用地利用集積等促進計画案」を作成し機構に提出する必要があります。提出にあたり農用地利用集積等促進計画」の素案を市が作成する際に農業委員会の意見を求めることとされておりますので、審議をお願いします。

お配りしております「農用地利用集積等促進計画案」の概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

令和8年11月1日開始の7月末受付分です。申し出件数は33件、面積は68,717㎡。

中間管理権の設定者、所有者は30名、耕作者は29名です。期間は、5年、10年、15年となっております。

米10aあたりの賃借料については、現金で最高値は14,891円、最低値は6,897円。現物では、米10aあたり最高53kg、最低4kgとなっております。

地目別は、すべて田で68,717㎡です。

2ページは期間別、地目別の面積等が記載しております。

3ページ以降は農地中間管理権設定一覧となっております。左から所有者、土地の所在地、耕作者、契約期間、利用内容、賃料、地域計画内外、地域計画農業を担う者一覧への記載の有無について記載しております。説明は以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。質問がないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、5件、これで全て終了しました。

以上で第2回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。